

事業者様向け マイナンバーカード出張申請会 啓発事業について

松阪市戸籍住民課 マイナンバー担当 西村

2月18日作成



保険証の完全廃止について

保険証廃止の流れ

令和6年12月に保険証の廃止（1年間の猶予期間のち完全廃止）

令和7年7月末日で国民健康保険の有効期限が切れます。

令和7年12月に保険証の完全廃止。



令和7年12月より、保険証の猶予期限がなくなり、これまでの保険証が「完全」に使えなくなります。

その結果として、マイナンバーカードを使用した「マイナ保険証」の利用もしくはマイナンバーカードを持っていない人は「資格確認書」を交付する必要があります。

保険証の廃止による業務の課題点

①令和7年12月より、**資格確認書を交付する事務が増える。**

マイナンバーカードを持っていない人には必ず資格確認書を交付しないといけません。

②**資格確認書には有効期限がある。**

これまでの社会保険証は、有効期限がありませんでした。

→資格確認書(マイナ保険証を使用しない方)の有効期限は最大5年です。

※有効期限は、申請してから5回目の誕生日ということになるので、今後は年間通じて定期的に資格確認書の交付業務が増えます。

事業者側から見たマイナ保険証のメリット

マイナ保険証のメリット

①資格確認書の発行業務の削減

新規採用者なども交付する手間がなくなり、それに係るコストが減ります。

②限度額認定証明書を発行する事務の削減。

マイナ保険証を利用すると、自動で高額療養費が計算される仕組みです。

③不正利用による事務処理の増加を抑えられる。

写真がないことによる不正利用や、従業員が退職後に不正に保険証を利用されなくなる。



松阪市のマイナンバーカードの年代別所持率 令和5年度

年齢	人口 (R5.1.1時点)	所持数	人口に対する 所持率	全体に対する 所持率
全体	159,000	115,771	72.8%	100.0%
0～9歳	11,683	7,377	63.1%	6.4%
10代	14,667	10,642	72.6%	9.2%
20代	14,396	9,696	67.4%	8.4%
30代	16,269	11,423	70.2%	9.9%
40代	21,291	15,287	71.8%	13.2%
50代	22,225	17,370	78.2%	15.0%
60代	20,163	16,214	80.4%	14.0%
70代	21,393	16,841	78.7%	14.5%
80代	12,980	9,217	71.0%	8.0%
90代	3,809	1,678	44.1%	1.4%
100歳以上	124	26	21.0%	0.0%

※昨年度所持率はR4.1.1時点人口のもの

事業者向けの出張申請会のメリット

事業者側から見たメリット

- ・マイナ保険証の利用拡大による事務作業の削減。

従業員側から見たメリット

- ・普段の会社でマイナンバーカードが申請ができて、便利。

市役所としてのメリット

- ・取得率の低い生産年齢世代のマイナンバーカードの取得促進が図れる。



令和7年12月に向けて、特に事業所向けの出張申請会を促進していきたい。

業種別マイナンバーカード取得状況等調査 集計表(実施期間:令和5年11月28日
(火)~12月25日(月))(デジタル庁HPより)

□マイナンバーカードの未取得理由

	メリットを 感じないから	情報流出が 怖いから	特にない	申請方法が 面倒だから	その他	申請方法が わからない から
全体	43.3	35.1	28.5	22.5	6.9	4.3



- ・上記の理由などから、特に理由もなく作っていない人も多い。
- ・出張申請会は従業員様にとっては良いタイミングとさせていただき、マイナンバーカードを作る「きっかけづくり」としてテレアポを利用していただきたい。

テレアポのスケジュール

チラシの配布
3月15日

出張申請の案内電話

4月末から7月頃に電話予定
1回目に興味を持ってもらった
事業者をメイン

チラシの案内電話

3月15日以降より
4月上旬までに連絡する。

出張申請会

3月～10月頃には一通り出張申請を終わらせる
予定

チラシの配布

オモテ

事業者の方へ

松阪市
Matsusaka City

マイナンバーカード 出張申請受付中

保険証の完全廃止に向けて、
御社従業員様のマイナンバーカードの取得を
お手伝いします!!

申請に必要なものは
裏面をチェック♪

出張申請の流れ

- 1 申込
- 2 訪問
- 3 撮影
- 4 受取

訪問時間 平日の午前(10~12時)または午後(14~16時)

URL: <https://logoform.jp/form/TY2e/280590>

まずはお気軽に
お問い合わせください♪

問い合わせ
松阪市役所 戸籍住民課
TEL:0598-31-1916 FAX:0598-26-9115
E-mail: koseki.div@city.matsusaka.mie.jp

松阪市HPからも、お申込フォームで
カンタンにお申込できます♪

松阪市 マイナンバー 出張申請

ウラ

職場でマイナンバーカード作りませんか?
出張申請会はメリットいっぱい!! 😊

【事業者様のメリット】

- ・マイナ保険証にすることで
資格確認書の発行・交付事務が減ります。

【従業員様のメリット】

- ・職場で申請ができるので
お休みをとっていただく必要がありません。
- ・郵送でもカードを受け取ることができるので、
市役所に来なくても取得できます。

ご興味を持っていたいただいた事業者様

- ・ご指定の場所にお伺いいたします!! (対象地域は松阪市内です)
- ・おひとりさまからでもお申し込みいただけます!!

出張申請の申し込み後、
後日改めて申請会の日程調整のご連絡をさせていただきます。

申請に必要な持ち物

本人確認書類 2点

- 〒運転免許証
- 〒パスポート
- 〒健康保険証
- 〒キャッシュカード

など顔写真付きの物から 1点

などから 1点

※お持ちの方は通知カード、住民基本台帳カードもご持参ください

チラシの案内電話

- ・対象者・・・市内の事業者様(連絡できる事業者様を主に)
- ・期間 3月15日以降より4月の上旬を予定。
- ・電話での主な内容

マイナンバーカードの出張申請会のチラシを入れさせてもらいましたが、
ご興味などはございますか？

などを予定しています。

出張申請会の案内電話

- ・対象者・・・3月の電話でご興味を持っていたいただいた事業者が主です。

- ・期間・・・4月末から7月末までを予定しています。

※3月の時点で興味を持ってもらえる業者が少なかったり、逆に件数が多かったりすると、
電話の期間が変更になります。

- ・電話での主な内容

チラシの案内電話の際に聞き取りを行った総務担当者様宛に連絡をします。

出張申請についてのメリットや、出張申請会の申し込み方法や流れなどを説明します。

出張申請会の流れ

申し込み

- WEBもしくは電話にて出張申請の申し込みをもらう

日程調整

- 申請後、2週間以内を目途に出張申請のスケジュールを決定する。

申請会

- 本人確認(A1+B1orB2などの本人確認資料があれば申請可)
- 会議室で机といすをお借りして、申請会をします。
- **申請書の作成補助、写真撮影**はこちらで行います。

お渡し

- 1か月後にカードの交付が可能になります。
- 本人限定郵便にて送付or市役所またはカードセンターでお渡し

企業での出張申請風景①

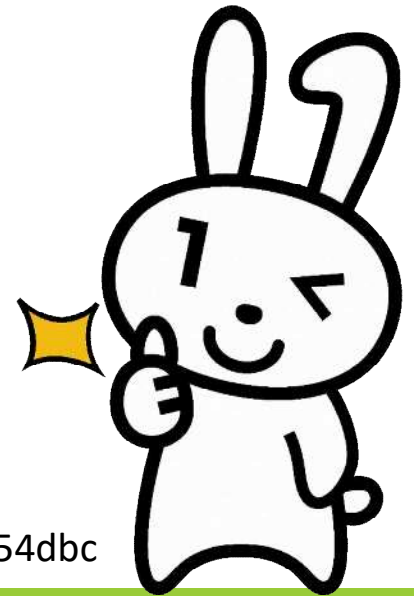


企業での出張申請風景②



さいごに

- ・保険証の廃止については、各事業所様としても負担等が多いと思います。
こういったタイミングをひとつの「きっかけ」と思っていたいただき、多くの事業所様にご利用していただきたいと思っています。
よろしくお願いいたします。



参照 業種別マイナンバーカード取得状況等調査 集計表

<https://www.digital.go.jp/councils/mynumbercard-promotion/8adde791-e214-4b5b-b9ad-4eb89a354dbc>